

香川県都市計画公聴会規則（昭和45年香川県規則第21号）第2条の規定により、次のとおり香川県都市計画公聴会を開催する。

平成24年10月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所
平成24年11月14日（水曜日） 午前10時から	仲多度郡多度津町栄町1丁目1番91号 多度津町役場第2会議室

2 意見を聞こうとする都市計画の案の概要

別記のとおり

3 公述の申出の方法及び期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成24年10月30日（火曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）に、意見の要旨並びに住所、氏名、年齢及び職業を公述申出書（香川県土木部都市計画課、善通寺市建設農林部土木都市計画課、まんのう町建設土地改良課、琴平町総務課及び多度津町建設課に備え置く。）に記載して香川県土木部都市計画課へ提出すること。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものに限り有効とする。

4 開催の中止

3に掲げる公述の申出がなかった場合には、1に掲げる公聴会の開催は中止する。

別記

中讃広域都市計画下水道の変更案の概要

中讃広域都市計画下水道「2 排水区域」及び「4 その他施設」を次のように変更する。

2 排水区域

接続する下水道	備 考
中讃広域都市計画善通寺市公共下水道	
中讃広域都市計画多度津町流域関連公共下水道	
中讃広域都市計画琴平町流域関連公共下水道	
中讃広域都市計画まんのう町流域関連公共下水道	

4 その他の施設

名 称	位 置	備 考
金倉川浄化センター	多度津町堀江5丁目	面積約111,220㎡

なお、参考図は、香川県土木部都市計画課、善通寺市建設農林部土木都市計画課、まんのう町建設土地改良課、琴平町総務課及び多度津町建設課において公述の申出の期限まで閲覧に供する。